

平成30年10月1日

○規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第58号

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第10条の表中「介護保険法の」を「法の」に改め、同表第69条第3項の項中「次項及び第5項」及び「次項及び第五項」を「以下この条」に改め、「においては、これらの規定」を削り、「第140条の63の2第1項第1号の規定を適用する場合には、同号」を「第140条の63の2第1項（第1号イに係る部分に限る。）、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第1項又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第1項の規定を適用する場合（同令第140条の63の2第4項若しくは第5項の規定により読み替えて適用する場合、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて適用する場合又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」に改め、同表第69条第4項の項中「（第49条の2又は第59条の2）」を「（第49条の2第1項又は第59条の2第1項）」に、「第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用するこれらの規定」を「第49条の2第1項又は第59条の2第1項」に、「第140条の63の2第4項の規定を適用する場合には、同項」を「第140条の63の2第1項（第1号イに係る部分に限る。）、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第1項又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第1項の規定を適用する場合（同令第140条の63の2第4項の規定により読み替えて適用する場合、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第3項の規定により読み替えて適用する場合又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同令第140条の63の2第4項、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第3項又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第3項」に改め、同項の次に次のように加える。

第69条第5項	要介護被保険者等	居宅要支援被保険者
	<p>居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第3項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第2項又は第59条の2第2項</p>	<p>第1号事業に係る第1号事業支給費について介護保険法施行規則第140条の63の2第1項（第1号イに係る部分に限る。）、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第1項又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第1項の規定を適用する場合（同令第140条の63の2第5項の規定により読み替えて適用する場合、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第4項の規定により読み替えて適用する場合）においては、同令第140条の63の2第5項、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条第4項又は小田原市第1号通所事業の実施に関する規則第7条第2項の規定により読</p>

		み替えて準用する同規則第4条 第4項
--	--	-----------------------

第10条の表中「第69条第5項」を「第69条第6項」に改める。

様式第2号中

「	誓約書	別添のとおり	を
	役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり	

「	誓約書	別添のとおり	」に
---	-----	--------	----

改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書

（あて先）小田原市長

年 月 日

所在地

届出者 名称

代表者氏名



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所 （施設）		名 称											
		所在地											
サービスの種類													
変更があった事項						変 更 の 内 容							
1	事業所の名称及び所在地					(変更前)							
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地												
3	代表者の職名、氏名、生年月日及び住所												
4	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）												
5	事業所の建物の構造及び設備の概要、平面図					(変更後)							
6	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所												
7	運営規程												
8	その他												
変 更 年 月 日		年 月 日											

備考

- 1 該当項目番号に○を付し、変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 サービス利用者の増加に伴う変更については、事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 3 管理者の変更については、誓約書を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。